

別紙一③

[表2]

昭和49年商法改正	・監査役の業務監査権限、違法行為差止請求権 ・監査役の任期1年→2年へ伸長
昭和56年商法改正	・監査役の取締役会招集請求権、取締役会出席権、業務に関する報告請求権の拡充 ・監査役による監査役報酬の決定、監査費用請求権 ・大会社における複数監査役、常勤監査役制度
平成5年商法改正	・監査役の任期2年→3年へ伸長 ・大会社における監査役会（監査役3名以上）、社外監査役の義務づけ
平成11年商法改正	・監査役の子会社調査権
平成13年商法改正	・監査役の取締役会への出席・意見陳述義務 ・監査役の辞任に関する意見陳述権 ・監査役の任期3年→4年へ伸長 ・大会社における社外監査役の半数義務づけ ・監査役選任に関する監査役会の同意・提案権
平成14年商法改正	・指名委員会等設置会社制度の導入 - 社外取締役を過半数とする指名・報酬・監査委員会 - 内部統制システムの構築義務
平成18年会社法施行	・大会社への内部統制システムの義務づけ
平成26年会社法改正	・有報提出・大会社における社外取締役を「置くことが相当でない理由」の説明義務 ・監査等委員会設置会社の導入

松山遥弁護士『はじめて学ぶ社外取締役・社外監査役の役割：2017年』